

市第71号議案

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部 改正

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年10月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表横浜市鶴見消防署の項中「のうち中区錦町日産本牧ふ頭灯台から90度の線以北」を削り、同表横浜市磯子消防署の項中「及び横浜港港湾区域のうち中区錦町日産本牧ふ頭灯台から90度の線以南」を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴見消防署及び横浜市磯子消防署の管轄区域を変更するため、横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。